

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案（概要）

環 境 省
経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

1. 改正の背景

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）により、行政手続における押印を原則不要とする方針が示されたことを受け、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）に基づく届出書等の様式中で求められている記名押印又は署名を廃止すべく、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行うこととする。

また、このほか、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）届出書等の記名押印又は署名の廃止

規則の様式中に定められている記名押印又は署名に係る規定を削除する。また、施行後においても、当分の間、旧様式を使用できるよう経過措置を設ける。

- ・ 様式第1、第3、第4、第5、第6、第7、第9、第10、第11、第12、第13、第14、第16、第17、第18、第19、第21及び第22

（2）特定特殊自動車の型式等の公示方法の改正

以下の事実があった際に実施することとされている公示の方法につき、インターネットの利用等によるものとする。

- ・ 特定原動機の型式指定（法第6条第1項）
- ・ 型式指定特定原動機の指定の取消し（法第6条第5項及び第6項）
- ・ 型式指定特定原動機の変更（規則第7条第1項及び第8条第1項）
- ・ 特定特殊自動車の型式届出（法第10条第1項）
- ・ 型式届出特定特殊自動車の変更（法第10条第3項）
- ・ 少数生産車の型式承認（法第12条第3項）
- ・ 少数生産車の失効（規則第19条第9項）
- ・ 少数生産車の承認の取消し（規則第19条第11項及び第12項）
- ・ 少数生産車の変更（規則第19条第13項）

- ・ 基準適合表示の禁止（法第14条第1項）
- ・ 基準適合表示の失効（法第15条）

3. 公布の日等（予定）

公 布 日：令和2年12月下旬頃

施行期日：公布の日